○財務省告示第百六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の十第一項及び第七項並びに第二十八条第一項及び第七項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件（昭和四十八年五月大蔵省告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。ただし、改正前の告示の別表一に掲げる減価償却資産で同日前に取得又は製作若しくは建設をしたものについては、なお従前の例による。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣　菅　**直**人

別表一2の部及び3の部を次のように改める。

2	3
PCB汚染物等無害化処理用装置（次の各号の一に該当するものに限る。） 一　焼却装置（固定式のものに限るものとし、この装置に附属する搬送装置、破砕装置、貯留装置、助燃装置、排気管、放出筒、送風機、計測装置、分析装置、自動調整装置、電動機、ポンプ又は配管を含む。） 二　分解装置（この装置に附属する搬送装置、油抜装置、解体装置、固液分離装置、気液分離装置、回収処理装置、反応生成物処理装置、冷却装置、排ガス処理装置、排水処理装置、計測装置、分析装置、自動調整装置、送風機、電動機、ポンプ又は配管を含む。） 三　洗浄装置（この装置に附属する搬送装置、油抜装置、解体装置、洗浄液調整装置、留装置、洗浄液再生装置、貯留装置、排ガス処理装置、排水処理装置、計測装置、分析装置、自動調整装置、送風機、電動機、ポンプ又は配管を含む。） 四　分離装置（この装置に附属する搬送装置、油抜装置、解体装置、スクラバー装置、冷却凝縮装置、貯留装置、排ガス処理装置、計測装置、分析装置、自動調整装置、送風機、電動機、ポンプ又は配管を含む。）	石綿含有廃棄物等無害化処理及び清掃に関する法律施行令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二条の四第五号イに規定するポリ塩化ビフェニル等、同号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物又は同号ハに規定するポリ塩化ビフェニル処理物の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の認定に係る当該無害化処理に使用するものに限る。）
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	平成十八年八月九日から平成二十三年三月三十一日まで 同右 平成十九年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

石綿含有廃棄物等無害化処理用装置（次の各号の一に該当するものに限る。）

一　無害化処理用装置（一日当たりの石綿含有廃棄物等の処理能力が五トンを超えるものに限るものとし、この装置に附属する供給装置、貯留装置、排気管、ポンプ又は配管を含む。）

二　破砕装置（固定式のものに限るものとし、集じん器及び密閉装置を同時に設置する場合のこれらのものに限る。）

三　ばい煙処理装置（この装置に附属する排気管、放出筒、ガス冷却器、誘引通風機、空気圧縮機、ダスト搬送機、ダスト貯りゆう器、ミスト除去機、計測装置、自動調整装置、変圧器、整流器、廃ガス導管（装置本体から煙突入口までの部分に限る。）、電動機、ポンプ又は配管を含む。）

別表一4の部及び5の部を削る。

○財務省告示第百七号

租税特別措置法第十一条の六第一項及び第四十四条の六第一項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産を指定する件（平成八年三月大蔵省告示第九十六号）は、平成二十二年三月三十一日をもって廃止する。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣　菅　**直**人

○財務省告示第百八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十八条の六第二項から第四項まで及び第三十九条の二十七第二項から第四項までの規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条の三第一項及び第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等及び減価補てん金並びに同法第二十八条の三第二項及び第六十七条の四第二項に規定する転廃業助成金を次のように指定し、個人にあっては平成二十二年分以後の所得税、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）にあっては平成二十二年三月三十一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣　菅　**直**人

1　租税特別措置法（以下「法」という。）第二十八条の三第一項及び第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等は、上田市、千曲市、池田町、松川村又は大淀町が、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和五十年法律第三十一号）第三条第一項に規定する承認（平成二十二年三月十八日に受けたものに限る。）を受けた同項に規定する合理化事業計画に基づく合理化事業（次項において「合理化事業」という。）を実施することに伴い、上田市、千曲市、池田町、松川村又は大淀町からし尿処理業又は浄化槽清掃業に係る車両及び運搬具を廃棄する者に交付される当該合理化事業計画に係る転廃交付金とする。

2　法第二十八条の三第一項及び第六十七条の四第一項に規定する減価補てん金は、前項に規定する転廃交付金のうち合理化事業により廃棄をしたし尿処理業又は浄化槽清掃業に係る車両及び運搬具の当該廃棄の直前における取得価額又は帳簿価額に相当する部分の金額とする。

3　法第二十八条の三第二項及び第六十七条の四第二項に規定する転廃業助成金は、第一項に規定する転廃交付金のうち前項に規定する部分以外の部分の金額とする。

○財務省告示第百九号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十二年政令第五十八号）の施行に伴い、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十九条の二第三項に規定する住宅等の取得に要する資金の長期の貸付けの業務を行う法人を指定する件（平成八年十月大蔵省告示第二百七十六号）は、平成二十二年十二月三十一日限り廃止する。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣　菅　**直**人

○財務省告示第百十号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件（平成十五年九月財務省告示第六百五号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣　菅　**直**人